

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
魚津市	西布施地区 (蛇田、小川寺・日尾・御影、長引野、布施爪、黒沢、大沢)	令和3年1月28日	令和3年1月28日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	277.84 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者の耕作面積の合計	139.66 ha
③地区内における70歳以上の農業者の耕作面積の合計	56.21 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	36.29 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	19.92 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	10.65 ha
⑤-1 当該地区の受け手の耕作面積(現状経営面積)	122.77 ha
⑤-2 当該地区の受け手の経営体数	13経営体
⑥-1 当該地区の近い将来の出し手の耕作面積(アンケートで「後継者がいないと回答した者」)	79.08 ha
⑥-2 当該地区の近い将来の出し手の農業者数(アンケートで「後継者がいないと回答した者」)	48人
⑦ ⑤+⑥	201.85 ha
⑧ ⑦/①	72.65%
(備考)	

注1: ③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2: ④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引き受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3: アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4: プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

西布施地区の耕地面積277.84haのうち、認定農業者等の担い手の耕作面積は122.77haとなっており、集積率は44.19%となっている。地区内に2つの農事組合法人、2つの農業法人、4名の認定農業者、1名の新規認定就農者をはじめ、**地域の中心となる農業者は13経営体**にのぼることから、地域の農業の**担い手は十分確保**されている。

一方、西布施地区は果樹栽培を営む農業者が多いが、後継者がいない場合も多く、**後継者の育成または新たな担い手の受け入れ、創出が課題**となっている。

こうしたことから、**地区の状況に応じて、地域の中心となる担い手に引き続き、農地中間管理機構を活用し、農地の集積・集約化を進める。**また、今後基盤整備が計画されている布施爪地区のほか、既に基盤整備が完了している地区も含め、農地の最適化・効率化のため、**スマート農業の導入等を検討**していく必要がある。

また、当該地区は山林の様相を呈している農地が多く、農地台帳上の農地面積と耕作面積に乖離があると考えられることから、**非農地の判断等も適宜行っていく**必要がある。

注: 「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

(蛇田)

蛇田地区の耕地面積は48.23ha。うち、74.83%にあたる36.09haについて、**《個人名等のため非公開》**が耕作している。

引き続き、**地区内で耕作している認定農業者等を地域の農業の中心経営体として位置付け、農地中間管理機構を活用し、集積・集約化を進めていくとともに、基盤整備済みの農地については、農地利用の更なる最適化・効率化を図るため、スマート農業の導入について検討**していく。

(小川寺・日尾・御影)

小川寺・日尾・御影地区の耕地面積は105.09ha。うち、うち、34.15%にあたる35.89haについて、**《個人名等のため非公開》**が耕作している。

【水稻】

引き続き、**《個人名等のため非公開》を地域の中心経営体と位置づけ、農地中間管理機構を活用し、農地の集積・集約化を図っていく**。また、併せて**新たな受け手の受け入れ促進に取り組む**ほか、農地の最適化・効率化はかるため、**基盤整備が行われている農地にスマート農業の導入について検討**していく。

水路等の老朽化が著しいことから、多面的機能発揮事業を活用し、維持管理を図っていく。

水稻農業の発展のため、6次産業化に向けた検討を行う。

当該地区は山林の様相を呈している農地が多く、農地台帳上の農地面積と耕作面積に乖離があると考えられることから、**非農地の判断等も適宜行っていく必要がある**。

【果樹】

小川寺地区は19経営体が果樹園を5.27ha経営している（※組合員名簿より）。しかし、後継者がいない経営体もあることから課題となっている。

こうしたことから、西布施ぶどう組合、魚津市、魚津市農業委員会、JA魚津が**連携して、新たな受け手の創出、または受け入れの促進に取り組む**。

また、果樹経営体が**離農する場合は**、その経営体の意向を聞きながら、西布施ぶどう組合、**《個人名等のため非公開》**、魚津市、魚津市農業委員会、JA魚津が**連携してその後の対応について協議**する。

【酪農】

《個人名等のため非公開》を中心に農地を集積・集約化していくが、将来をみすえ、**新たな担い手の育成について検討**する。

(長引野)

長引野地区の耕地面積は59.24ha。うち、39.33%にあたる23.30haを**《個人名等のため非公開》**が耕作している。

【水稻】

引き続き**《個人名等のため非公開》を地域の中心経営体と位置づけ、農地中間管理機構を活用し、農地の集積・集約化を図っていく**。また、併せて**新たな受け手の受け入れ促進に取り組む**ほか、農地利用の更なる最適化・効率化を図るため、**基盤整備を実施することとし、地権者の理解を十分に得ながら、早期の事業着手を可能とする具体的な方策について検討**を始める。また、整備に併せて**スマート農業の導入についても検討**していく。

また、当該地区は山林の様相を呈している農地が多く、農地台帳上の農地面積と耕作面積に乖離があると考えられることから、**非農地の判断等も適宜行っていく必要がある**。

【果樹】

西布施地区は7経営体が果樹園を2.67ha経営している（※組合員名簿より）。しかし、アンケートの結果、多くの経営体が「後継者不明又は後継者がいない」と回答していることから、深刻な課題となっている。

こうしたことから、西布施りんご組合、魚津市、魚津市農業委員会、JA魚津が**連携して、新たな受け手の創出、または受け入れの促進に取り組んでいくこととする**。

果樹園を引き継ぐ際の**基本的なルールについての検討**を西布施りんご組合が中心となって行う。

果樹経営体が**離農する場合は**、その経営体の意向を聞きながら、**西布施りんご組合、魚津市、魚津市農業委員会、JA魚津が連携してその後の対応について協議**する。

【酪農】

《個人名等のため非公開》を中心に農地を集積・集約化していく。また、将来を見すえ、**新たな担い手の育成について検討**する。

(布施爪)

布施爪地区の耕地面積は22.59ha。うち、19.96%にあたる4.51haについて、**《個人名等のため非公開》**が耕作している。

引き続き、地区内で耕作している**認定農業者等を地域の農業の中心経営体として位置付け、農地中間管理機構を活用し、集積・集約化を進めていくとともに、新たな受け手の受け入れについても促進**していく。

同地は基盤整備事業の実施を予定している。**事業に併せて農地利用の更なる最適化・効率化を図るため、スマート農業の導入について検討**していく。

当該地区は山林の様相を呈している農地が多く、農地台帳上の農地面積と耕作面積に乖離があると考えられることから、**非農地の判断等も適宜行っていく**必要がある。

(黒沢)

黒沢地区の耕地面積は26.32ha。うち、61.66%にあたる16.23haについて、**《個人名等のため非公開》**が耕作している。

引き続き、地区内で耕作している**認定農業者等を地域の農業の中心経営体として位置付け、農地中間管理機構を活用し、集積・集約化を進めていくとともに、新たな受け手の受け入れについても促進**していく。

基盤整備済みの農地については、農地利用の更なる最適化・効率化を図るため、**スマート農業の導入について検討**していく。

(大沢)

大沢地区の耕地面積は16.37ha。うち、34.21%にあたる5.60haについて、**《個人名等のため非公開》**が耕作している。

引き続き、地区内で耕作している**認定農業者等を地域の農業の中心経営体として位置付け、農地中間管理機構を活用し、集積・集約化を進めていくとともに、新たな受け手の受け入れについても促進**していく。

基盤整備済みの農地については、農地利用の更なる最適化・効率化を図るため、**スマート農業の導入について検討**していく。

注1: 中心経営体への農地の集積化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考)中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法集	中心経営体 【個人名等のため非公開】	主穀作 (水稻ほか)	61.87 ha	主穀作 (水稻ほか)	62.37 ha	蛇田、小川寺
認農法集	中心経営体 【個人名等のため非公開】	主穀作 (水稻ほか)	8.03 ha	主穀作 (水稻ほか)	9.03 ha	長引野、布施爪、黒沢
認農	中心経営体 【個人名等のため非公開】	主穀作 (水稻ほか)	15.37 ha	主穀作 (水稻ほか)	15.87 ha	小川寺、長引野、黒沢、大沢
認農	中心経営体 【個人名等のため非公開】	主穀作 (水稻ほか)	4.25 ha	主穀作 (水稻ほか)	5.25 ha	長引野、黒沢、大沢
認農	中心経営体 【個人名等のため非公開】	主穀作 (水稻ほか)	17.58 ha	主穀作 (水稻ほか)	18.08 ha	小川寺、長引野、布施爪、黒沢
認就	中心経営体 【個人名等のため非公開】	主穀作 (水稻ほか)	3.70 ha	主穀作 (水稻ほか)	4.70 ha	小川寺
	中心経営体 【個人名等のため非公開】	主穀作 (水稻ほか)	1.91 ha	主穀作 (水稻ほか)	2.91 ha	長引野、布施爪
	中心経営体 【個人名等のため非公開】	主穀作 (水稻ほか)	3.42 ha	主穀作 (水稻ほか)	4.42 ha	蛇田、小川寺
	中心経営体 【個人名等のため非公開】	主穀作 (水稻ほか)	0.18 ha	主穀作 (水稻ほか)	0.68 ha	蛇田
認農法	中心経営体 【個人名等のため非公開】	果樹 サツマイモ	1.02 ha	果樹 サツマイモ	2.02 ha	小川寺
認農法	中心経営体 【個人名等のため非公開】	果樹	1.15 ha	果樹	2.80 ha	小川寺
	中心経営体 【個人名等のため非公開】	水稻・果樹	1.15 ha	水稻・果樹	2.15 ha	長引野、布施爪
認農	中心経営体 【個人名等のため非公開】	酪農	3.14 ha	酪農	3.14 ha	長引野、小川寺
計	13経営体	-	122.77 ha	-	133.42 ha	

注1: 「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2: 「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3: 「経営面積」欄については、プランの対象地域内における中心経営体の経営面積を記載します。